

窃盗事件も、裁判員裁判の対象とすべきである 否定側

2009年12月21日 段俊介 安瑛美子

制度創設の目的

- ・国民の関心が最も高く、かつ司法への不満を募らせる原因となってきたのは重大事件についてである。よって、制度としてのインパクトや「健全な社会常識を反映させる」という裁判員制度創設の目的に照らしても、重大事件のみを対象とすれば十分である。
- ・裁判員裁判には多額の費用を要するが、「これだけ大きな事件をやっているのだから費用がかかるのは当然だ。」というように、国民の理解も得られやすい。

費用負担・人的負担の増大

- ・裁判員と補充裁判員には、最大で1日あたり1万円の日当+往復の交通費を支払う。(離島など遠方からの場合には宿泊費も)裁判所に足を運んでも裁判員に選ばれなかった候補者の日当の上限は、8千円。対象事件数を3600件と仮定すると、1年間の費用は日当が約20億円、旅費が約12億円で計32億円にものぼる。さらに発生件数が最も高い窃盗事件を裁判員裁判の対象とした場合、裁判員候補として呼び出される人数も激増し、国民の負担が増す上、現在よりも莫大な費用が必要となる。

窃盗罪の固有性

- ・窃盗罪は発生件数・再犯率共に最も高い犯罪であり、窃盗の前科を持つ者で再犯に及んだ者の約8割が窃盗による再犯である。
- ・経済的な問題が再犯の促進要因となっている。一方、ストレス解消、盗み癖、アルコールの問題を理由とするなど、行動傾向の偏りなどの資質的要因に基づいて窃盗を繰り返す者も少なくない。
- ・出所受刑者の5年以内の再入率は入所度数を重ねるごとに上昇する傾向が見られ、再犯を重ねるに従って改善更生の困難さが増大する。初犯者や若年者は可塑性に富み、就労の機会も限定的ではないので改善更生の余地は大きい。この早期の段階で再犯の芽を摘む指導・支援が効果的。
- ・窃盗を繰り返す者それぞれの問題性に応じ、改善更生の意欲を喚起させるための指導やアルコール問題の解決のための指導に費用を割くべき。

保護観察付執行猶予の活用

被害者の宥恕を得る(「被害者の視点を取り入れた教育」「贖罪指導」の実施)

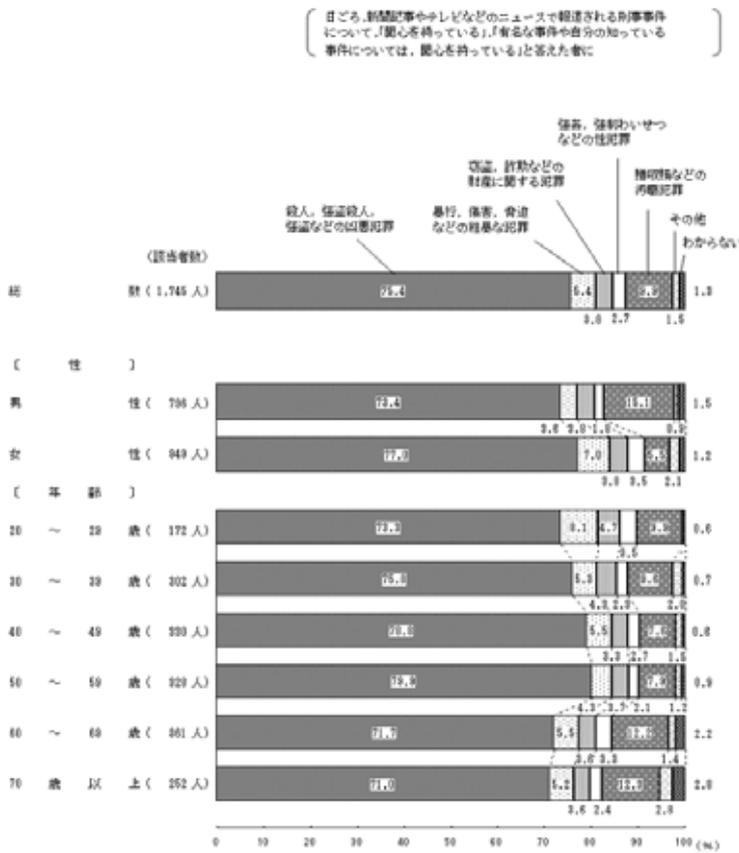
積極的弁済措置(被害者への具体的な賠償計画を立て、賠償の履行に向けた努力を行うよう適切な指導監督・援護の実施)

就労支援の充実

更生保護施設の受け入れ可能人員の拡大

資料

図2 特に関心の高い刑事事件の内容



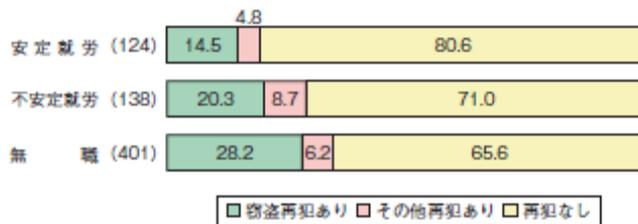
資料

罪名	認知件数	発生率	検挙件数	検挙人員	検挙率
総数	2,533,351	1,984.0	1,288,720	1,081,955	50.9
殺人	1,297	1.0	1,237	1,211	95.4
強盗	4,278	3.4	2,612	2,813	61.1
傷害	28,291	22.2	20,180	23,164	71.3
暴行	31,641	24.8	21,925	22,379	69.3
脅迫	2,651	2.1	1,963	1,824	73.7
凶器準備集合	16	0.0	13	83	81.3
窃盗	1,372,840	1,075.1	379,839	174,738	27.7
詐欺	64,427	50.5	30,277	12,036	47.0
恐喝	6,349	5.0	3,701	4,474	58.3
横領	70,364	55.1	65,920	65,396	93.7
遺失物等横領	68,171	53.4	64,435	64,256	94.5
背任	41	0.0	31	30	75.6
盗品譲受け等	3,866	3.0	3,621	3,404	93.7
強姦	1,582	1.2	1,326	951	83.8
強制わいせつ	7,111	5.6	3,555	2,219	50.0
公然わいせつ	2,361	1.8	1,782	1,613	75.5
わいせつ物頒布等	816	0.6	787	857	96.4
放火	1,424	1.1	1,054	659	74.0
失火	273	0.2	123	82	45.1
贈収賄	74	0.1	78	120	105.4
略取誘拐・人身売買	155	0.1	141	129	91.0
公務執行妨害	3,239	2.5	3,071	2,945	94.8
住居侵入	24,807	19.4	8,682	5,881	35.0
器物損壊	178,191	139.5	13,129	6,480	7.4
偽造	6,503	5.1	5,097	1,810	78.4
賭博・當くじ	271	0.2	252	1,359	93.0
暴力行為等処罰法(2条・3条)	91	0.1	87	103	95.6
危険運転致死傷	351	0.3	351	348	100.0
自動車運転過失致死傷等	714,977	559.9	714,977	741,855	100.0
その他	5,064	4.0	2,919	2,992	57.6

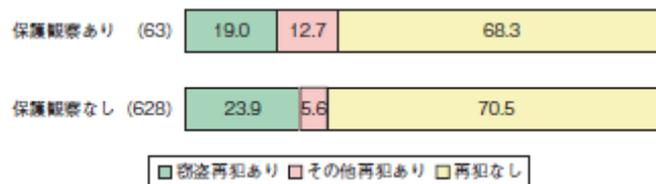
資料 裁判員制度対象件数

年次	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗強姦	傷害致死	強姦致死傷	強制わいせつ致死傷	現住建築物等放火	通貨偽造	危険運転致死	銃刀法	覚せい剤取締法	麻薬特例法	その他
16年	3,308	795	126	890	105	277	270	141	297	103	50	40	80	83	51
17	3,231	795	130	871	85	219	213	132	307	182	42	51	55	80	69
18	2,878	675	112	813	90	231	237	123	270	66	51	33	23	110	44
19	2,436	590	72	611	69	153	207	136	265	50	50	29	99	73	32
20	2,208	557	78	511	62	201	189	128	223	39	29	9	56	98	28

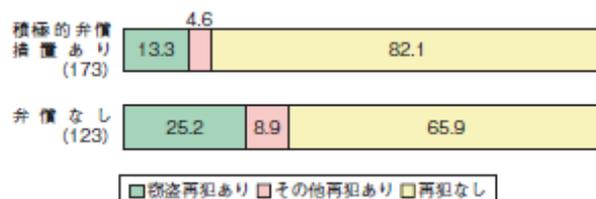
資料



資料



資料



資料

